

平成29年度 旭川廃棄物処理センター処理手数料単価表

(平成29年4月1日から適用)
(消費税含む)

種 類	受 入 具 体 例	単 価 (10kg毎に)	受入できないもの
汚 泥	工場廃水処理や物の製造工程などから排出される泥状物 ベントナイト汚泥、シールド汚泥、生コン製造汚泥、汚泥を乾燥 処理した物、サンドブラスト	含水率30%未満。	205円
		含水率50%未満。	255円
		含水率50%~85%。	310円
木くず (破砕リサイクル処 理)	新築、改築又は除去に伴って生じた木くず。おがくず、廃チップ、型枠、足場材等、 内装・建具等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	50円	CCA廃材(ヒ素化合物を含む防腐剤を 注入した木材)コールドール電柱。
紙くず	新築、改築又は除去に伴って生じる紙くず。 障子紙、壁紙くず、建設資材梱包 材	255円	その他、有害物質が付着したもの。 (汚物、グリース等)
繊維くず	新築、改築又は除去に伴って生じる天然繊維くず。 廃ウエス、縄、ロープ、じゅうた ん、本畳		
畳	スタイロ畳(繊維と発泡ウレタン等との複合物)	255円	その他、有害物質が付着したもの。 (汚物、オイル等)
廃石膏ボード	新築、改築又は除去に伴って生じた石膏ボード等	360円	
窯業系サイディング	セメントや木質系素材を混入して製造される人工の外壁材。	360円	
動植物性残さ (発酵処理)	食品製造業から生じる動物又は植物にかかる固形状の不要物。魚、内臓などの あら、ボイルかす、野菜くず、醸造かす、発酵かす等	255円	小さな袋、容器に入っているもの。 塩分を多く含むなど、発酵に適さない もの。
燃 え 殻	焼却残さ、石炭がら、廃活性炭	255円	
ばいじん	ばい煙発生施設・焼却施設の集じん施設で集められたもの等	255円	
鉱 さい	石綿含有産業廃棄物等の無害化処理又は熔融処理したことにより生じたいもの、 鑄物廃砂等	255円	
廃 油 (タールピッチ類に限 る)	アスファルト防水材料・アスファルトルーフィング、ワックス、ろう、パラフィン等の固形 化した油類、ルーフィング紙等	255円	液状のもの。
廃電機製品類	パソコン周辺機器・パチンコ機・パチスロ機・ストーブ・ボイラー等	2,055円	家電リサイクル法の対象となる家電製 品、鉛電池(バッテリー、バックアップ用電池)
廃家具類	応接セット(ソファ)・スプリング入りマット等		
選別不能物	(A) ビニールクロス(ビニールと紙の複合物)	410円	その他、有害物質が付着したもの。 ・汚物 ・有機物、食品 ・液体塗料 ・オイル及び油 ・PCB(トランス、コンデンサー他) ・中空物 ・電池及びバッテリー ・フロンガス製品 ・ライター等(発熱・発火物) ・水銀等有害物質 ・不固化コーキング剤及び容器
	(B) 金属サイディング(金属と紙などの複合物)、プリント配線盤、化学繊維混 紡繊維製品、音響吸収材(ロックウール含む)、土壁、木もよう板、セルローズ ファイバー等、火災ゴミ 概ね15cm以上の廃プラスチック類が含まれている混合物。	515円	
	(C) 廃石膏ボードと他の廃棄物と混合したもの。	615円	
特別産業廃棄物 廃石綿 (アスベスト)		1,545円	
選別手数料	処理単価に加算	50円	
前処理手数料	処理単価に加算	50円	
その他受入不可物	展開検査時に受け入れられないものと判断したもの。		

管理型品目の注意事項

種 類	受 入 基 準 等
汚 泥	※分析表の提出：(26種類) 指定させていただいた方法で成分分析していただき、結果が埋立基準を満たしているものを受入します。
木くず (破碎リサイクル処理)	※釘で10cm程度は付いたままでかまいません。 ※釘以外の金属と木の複合物は選別不能物となります。 ※抜根、伐採木など大きな物は選別前処理手数料(50円/10kg)を加算します。 ※破碎が可能なものでリサイクルが可能なもの。木くずの埋立処理は選別不能物と成ります。 ※破碎処理能力等の都合上、搬入状況によっては制限させていただく場合があります。
紙くず	※建設業・製造業に係るものに限ります。 ※他の廃棄物と混合したものは、選別不能物の単価となります。
繊維くず	
畳	※処理上、単体での受入。 ※スタイロ畳と本畳との混合可
廃石膏ボード	※廃石膏ボードの分類は陶磁器くずと紙くずの複合物。 ※他の廃棄物と混合したものは、選別不能物の単価となります。
窯業系サイディング	※他の廃棄物と混合したものは、選別不能物の単価となります。
動植物性残さ (発酵処理)	※動植物性残さは、発酵処理をします。ビニールなど、異物が混入しないようご注意ください。 ※形状、大きさが10cm以下のもの。 ※処理能力等の都合上、搬入状況によっては制限させていただく場合があります。
燃 え 殻	※分析表の提出：(9種類) 指定させていただいた方法で成分分析していただき、結果が埋立基準を満たしているものを受入します。
ばいじん	※分析表の提出：(9種類) 指定させていただいた方法で成分分析していただき、結果が埋立基準を満たしているものを受入します。飛散防止のため、梱包をお願いします。
鉞 さい	※分析表の提出：(7種類) 指定させていただいた方法で成分分析していただき、結果が埋立基準を満たしているものを受入します。
廃 油 (タールピッチ類に限る)	※油分が5%未満のタールピッチ類に限ります。
廃電機製品類	※個数に関係なく、10kg毎の計量になります。 ※契約書は、その材質ごとに記載してください。
廃家具類	
選別不能物	(A) ※受入可能なもので、分離、選別が不可能なもの。 ※契約書は、その材質ごとに記載してください。
	(B) ※選別不能物(A)、(C)以外の受入可能なもので、分離、選別が不可能なもの。 ※汚泥、燃え殻、ばいじん、鉞さい、との混合物は成分分析表の提出が必要です。 ※火災ゴミは搬入前に事前連絡をしていただき、搬入日時を指定させていただきます。 ※発泡スチロール、ウレタン類が混合の場合は、発泡スチロール、ウレタン類の単価(2,570円/10kg)となります。 ※契約書は、その材質ごとに記載してください。
	(C) ※契約書は、その材質ごとに記載してください。
特別産業廃棄物 廃石綿 (アスベスト)	※法に基づき飛散しないよう固化化したものかプラスチックシート(厚さ0.15mm以上)で二重に梱包して搬入してください。処理上、単体での受入となります。 ※搬入前日までに、廃棄物データシートの提出をお願いします。搬入日時を指定します。